

ご相談ください。

ふれあい福祉相談

場所 ふくしの駅（中央 3-13-5）

問い合わせ ふれあい福祉相談センター

☎ 22-8986 ※祝日は休みです。

相談内容	日	時間帯
◎一般相談 (どんな相談でも)	毎週月～金曜	8:30～17:00
◎ボランティア相談 (活動希望・援助依頼等)		
◎自立支援・家計相談		
税金相談	毎月第1金曜	10:00～15:00
◇不動産相談	毎月第3水曜	
◎障害児者相談	毎月第3木曜	
保険・年金相談	毎月第4水曜	
◎女性相談	毎月第4金曜	
*法律相談	毎月第2金曜	10:00～16:00

◇奇数月は司法書士が応相談。

◎電話による相談も可。

*法律相談は予約制。月初めから受付。
無料での相談は一人1回です。

障害者虐待防止相談

場所 ふくしの駅（中央 3-13-5）

問い合わせ 竹原市障害者虐待防止センター

☎ 24-6007

人権相談

差別、いじめ、嫌がらせ等、人権に関する相談を受け付けます。

日時 6月15日（水） 9時～12時

場所 人権センター

問い合わせ 東広島竹原人権擁護委員協議会

☎ 082-423-7752

高齢者総合相談・介護家族相談

相談内容	曜日	時間
高齢者総合相談	月～金	8:30～17:00 (土・日曜日は、要望により対応)
介護家族相談会	偶数月の 第3火曜日	13:30～15:00

場所 ふくしの駅（中央 3-13-5）

問い合わせ 地域包括支援センター ☎ 22-5494

いのちのホットライン竹原

場所 ふれあい館ひろしま（中央 2-4-3）

9時～18時

※6/26、7/17は休館します。

問い合わせ いのちのホットライン竹原

☎ 22-9102

出張年金相談

日時 6月8日（水）10時～15時30分

場所 福祉会館2階会議室

※相談は予約制です。

※6月6日（月）12時までに要申し込み。

申し込み・問い合わせ 呉年金事務所 ☎ 0823-22-1691

県民相談

行政関係相談、交通事故に関する相談、相続や離婚など家族に関する相談、近隣トラブル相談などを受け付けます。

日時 第2木曜日 10時～12時、13時～16時

場所 広島県東広島庁舎1階（東広島市西条昭和町13-10）

問い合わせ 西部地域県民相談室東広島支所 ☎ 082-422-6911

行政相談

国の行政への苦情や相談を受け付けます。

問い合わせ 行政相談委員 黒崎 耕二（忠海中町）☎ 26-0607

消費生活相談室便り

～毛染めによるアレルギーにご注意！～

〈相談内容〉

同じ染毛剤で2度毛染めを行い、特に異常を感じなかったが、3度目で目が開かないほど顔面が腫れてしまった。病院ではアレルギー性の皮膚炎といわれたので驚き、メーカーに相談するとセルフテストを行ったか問われた。説明書の字が小さくきちんと読んでいなかった。

〈アドバイス〉

毛染めは髪の色を明るくしたり、白髪を黒く染めたりするなど、年齢や性別を問わず一般に広く行われています。毛染めに用いるヘアカラーリング剤には、主にヘアカラー、白髪染めなどの酸化染毛剤（医薬部外品）と、ヘアマニキュアなどの染毛料（化粧品）などがあります。特に酸化染毛剤はその主成分でアレ

ギー性の皮膚炎を起こしやすいといわれています。

主な症状は、かゆみ、はれ、痛み等で、いわゆるかぶれと共通しているため、その症状から見分けることは難しいとされています。

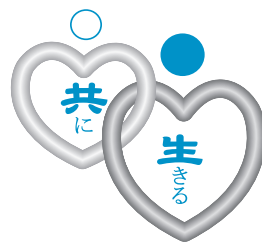
軽微なかゆみや痛みを無視して使用し続けるうちに、症状が長期化したり、まれに呼吸困難などの重篤な症状が現れることがありますので注意が必要です。

染毛剤を使用するときは説明書などをよく読み、必ず毎回事前にセルフテストを行いましょう。

これまで異常を感じたことのない人でも突然アレルギーを起こすことがあります。異常を感じた場合はすぐに使用をやめ、医療機関を受診しましょう。

相談窓口 おかしいな、困ったなと思ったら、

消費生活相談室にご相談ください。☎ 22-6965



男女共同参画社会について 考えてみましょう！



男女共同参画社会とは

男女共同参画社会とは、一人ひとりが性別に関わらず、個人として尊重され、喜びも責任も分かち合い、その個性と能力を十分發揮できる社会のことです。

男女共同参画社会の推進は どこまで進んでいるの？

これまでも男女共同参画社会の実現に向けて様々な取組が実施されてきました。

しかし、平成26年度に広島県が実施した「県政世論調査」によると、男女の地位の不平等感が、いまだに様々な分野で残っている状況があります。

私たちを取り巻く環境は、少子高齢化の加速や生活スタイルの多様化などにもない、人と人との

つながりが希薄な社会となり、地域で支え合う力の強化が特に重要な課題となっています。

このような変化に対応していくためにも、家庭・学校・職場・地域などで、男女が互いに協力して男女共同参画の推進に努め、性別にかかわらず個性と能力を發揮できる社会の実現に取り組むことが必要なのです。

男性にとっても重要な 男女共同参画社会の実現

男女共同参画は女性のためだけのものと思っていないませんか？

実は男性にとっても、とても重要な問題です。

「家庭を大切にしたいのに、毎日残業が多く仕事と生活のバランスが取りにくい」、「結婚の条件に『経済力』を問われる」、「子育てに参加したいのに、育児休業の取得を言い出しにくい職場の雰囲気がある」こんなことを感じている男性はいらっしゃいませんか。

「男は仕事、女は家庭」という固定観念が女性の社会進出を阻んできたように、男性も性別で役割を固定されてきたのです。

性別による役割分担意識の解消、長時間労働の抑制など、働き方の見直しによって、男性も地域や家庭への参画がしやすい環境づくりが可能となるのです。

市の取組

男女共同参画社会を推進していくために、平成24年度から平成33年度までの10年間の取組を定めた「第2次たけはら21男女共同参画プラン」を策定しています。

『男女がお互いを認め合い、ともに支えあう だれもが幸せを感じてくらせるまち たけはら』を基本理念とし、その実現のために次の5つの基本目標を掲げています。

5つの基本目標

- ① 男女共同参画社会に向けた意識づくり
 - ② 人権を尊重し、生涯を通じて健康に暮らせるまちづくり
 - ③ 家庭、地域で安心して暮らせるまちづくり
 - ④ 男女がともに働きやすい環境づくり
 - ⑤ あらゆる分野への男女共同参画の促進
- 市の目指す男女共同参画社会の実現のため、市民・行政・事業所・団体等が協働のもと、色々な取組を展開しています。

女性活躍推進法の施行

平成27年8月に、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、いわゆる「女性活躍推進法」が成立し、国や地方公共団体及び

従業員301人以上の企業は、女性登用について数値目標を含む行動計画の作成と公表が義務付けられました。

市では、「第2次たけはら21男女共同参画プラン」が策定から5年目を迎えるにあたり、このプランの中間見直しを実施し、「女性活躍推進法」に基づく計画としても位置づけます。

誰もがその能力を發揮し、仕事と生活の充実を図りながら働き続けることができるように、女性の活躍推進に取組み、女性のより積極的な暮らし方・働き方を推進していくことをめざします。

男女共同参画パネル展開催！

場所 市役所ロビー
期間 6月16日(木)～22日(水)

人権センターにご相談ください！

生活に関することやDVで悩まれている人は、まずは相談してください。人権センターの相談員が、困っている人の支援をします。

月曜日～金曜日

(祝日・年末年始を除く)

8時30分～17時15分

☎ 22-7736